

消費生活相談事業（消費生活センターの広域利用）について

1. 事業の目的

消費生活センターでは、商品の購入・サービスの提供など消費者と事業者間の契約トラブル、多重債務問題など、様々な消費生活に関わる相談を受け、その解決に向けた助言や情報提供などを行っています。

上十三・十和田湖広域定住自立圏における生活機能の強化のため、平成 27 年 4 月から新たに、圏域関係市町村において、十和田市、三沢市が設置する消費生活センターの広域利用を進めてまいります。

（参考）関係市町村の人口及び消費生活相談件数

市町村名	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村
人口（H22 国調）	64,316	40,322	13,882	15,934	10,332	4,712	18,480	10,890
相談件数	23 年度	306	195	54	68	54	26	76
	24 年度	324	230	61	58	54	12	62
	25 年度 （～1 月）	349	181	60	47	39	21	58
	計	979	606	175	173	147	59	196

2. 連携市町村

十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町及び六ヶ所村の 8 市町村

3. 消費生活相談事務を集約することのメリット

消費生活相談事務を集約することにより、以下のメリットが見込まれます。

- ① 広域的な情報収集による被害の防止
- ② 専門相談員の対応による住民サービスの向上
- ③ 専門相談員に係る各市町村費用負担の軽減

4. 定住自立圏共生ビジョン事業として位置付けることのメリット

消費生活相談事業を定住自立圏共生ビジョン事業として位置付けることにより、以下のメリットが見込まれます。

- ① 圏域としての生活機能の強化
- ② 特別交付税の措置

5. 運営経費

各消費生活センターにおける広域利用サービスの開始に伴い、相談員 1 名を増員し、その増員分の人件費、共済費、研修にかかる費用、広域の消費相談窓口の運営に係る費用を関係市町村で負担します。